

香 情 審 第 1 1 号

令和元年11月25日

答 申 書

香芝市長 吉田弘明 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金谷重樹

令和元年6月28日付け「香人第〇〇号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

香芝市長が審査請求人に対し令和元年6月7日付け「香人第〇〇〇〇号」
でした処分のうち、文書名「平成30年度香芝市職員採用候補者資格試験（
三年任期付）得点表（グループB）」中の「適応指導教室指導員（三年任期
付）（得点順）」表、文書名「平成30年度香芝市職員採用候補者資格試験
（第2次試験）得点表（グループB）」中の「適応指導教室指導員（三年任
期付）（成績順）」表、文書名「集団面接評価シート（適応指導教室指導員
・教育指導主事）」の適応指導教室指導員に係るもの、文書名「個人面接評
価シート」の適応指導教室指導員に係るもの及び文書名「平成30年度採用
試験（論文）採点結果一覧（適応指導教室指導員）」に記録されている情報
を不開示とした部分（審査請求人以外の受験者の氏名を不開示とした部分を
除く。）を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が香芝市長（以下「市長」という。）に対し、香芝市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、適応指導教室指導員選考（平成30年度）に係る行政文書の開示を請求したところ、市長がその一部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、本件処分のうち各受験者の得点を不開示とした部分等を取り消し、開示することを求めるものである。

2 市長が不開示とした理由

不開示とした情報は、それぞれ条例第7条第1号本文又は同条第4号に規定する不開示情報に該当する。

3 前提事実等

(1) 本件処分のうち審査請求人が取消しを求める部分に記録されている情報は

ア 平成30年度香芝市職員採用候補者資格試験（三年任期付）得点表（グループB）中の適応指導教室指導員（三年任期付）（得点順）表

に記録されている受験者の受験番号及び氏名、集団面接の評価点、作文試験の評価点、集団面接及び作文試験の評価点の合計点並びに順位

イ 平成30年度香芝市職員採用候補者資格試験（第2次試験）得点表（グループB）中の適応指導教室指導員（三年任期付）（成績順）表

に記録されている受験者の受験番号及び氏名、個人面接の評価点並びに1次試験の得点及び順位

ウ 集団面接評価シート（適応指導教室指導員・教育指導主事）の適応指導教室指導員に係るものに記録されている受験者の受験番号、評価基準及び各評価基準に対応した各評価者による評価点並びに各受験者に対する各評価者の意見

エ 個人面接評価シートの適応指導教室指導員に係るものに記録されている受験者の受験番号、評価基準及び各評価基準に対応した各評価者による評価点並びに各受験者に対する各評価者の意見

オ 平成30年度採用試験（論文）結果一覧（適応指導教室指導員）に記録されている受験者の受験番号及び得点

である。

(2) 条例第7条は、その柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、第1号の柱書本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」、第4号は「実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査、研究、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業（将来の同種の事務又は事業を含む。）の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

市長が本件処分において不開示とした情報のうち審査請求人が開示を求める情報が条例の定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

ア 本選考文書の不開示は、審査請求人の知る権利を著しく侵害し、極めて不当である。

イ 評価基準の開示により「特定の者に不当な利益を与えるおそれがあり、公正かつ公平な執行に支障を及ぼすおそれがある。」とする香芝市の主張は全く当たらず、この「おそれがある」を香芝市のように拡大解釈すれば、如何ようにも不当に適用して不開示とすることが可能となり、行政の不当な権力行使になる。不開示の方が公正・公平を欠く。

ウ 審査請求人及び他の受験者の氏名を除くの評価を開示しても何ら問題はなく、香芝市が自らなした評価に自信がないことの表れである。
不開示は香芝市の保身以外の何者でもない。

(市長)

ア 平成30年度香芝市職員採用候補者資格試験（三年任期付）得点表（グループB）中の適応指導教室指導員（三年任期付）（得点順）表及び平成30年度香芝市職員採用候補者資格試験（第2次試験）得点表（グループB）中の適応指導教室指導員（三年任期付）（成績順）表に記録されている受験者の受験番号及び氏名、集団面接の評価点、作文試験の評価点、集団面接及び作文試験の評価点の合計点、順位、個人面接の評価点並びに1次試験の得点及び順位は条例第7条第1号が不開示情報として定める個人情報に該当する。

イ 集団面接評価シート（適応指導教室指導員・教育指導主事）及び個人面接評価シートの適応指導教室指導員に係るものに記録されている受験者の受験番号、各評価基準に対応した各評価者による評価点及び各受験者に対する各評価者の意見は条例第7条第1号が不開示情報として定める個人情報に該当し、評価基準は、それを開示すれば受験者が評価基準を意識した画一的な対策を行うことにより、受験者の本来の能力、適正及び資質等の正確な判断ができなくなるおそれがあるから条例第7条第4号に定める不開示情報に該当する。

ウ 平成30年度採用試験（論文）結果一覧（適応指導教室指導員）に記録されている受験者の受験番号及び得点は条例第7条第1号が不開示情報として定める個人情報に該当する。

第4 当審査会の判断

まず、受験者の氏名は、たとえそれが開示請求者のものであったとしても、開示請求者が受験者であることを識別することができる情報であるから、条例第7条第1号本文に不開示情報として定める個人情報に該当し、ただし書きに定める情報には当たらない。

次に、面接及び作文の評価点、面接意見、得点並びに順位は、個人の個性ないし識見に対する評価であることからすれば、受験者とりわけ採用される

に至らなかった受験者にとっては、たとえ特定の個人を識別することはできなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報と解すべきであるから、条例第7条第1号本文に不開示情報として定める個人情報に該当し、ただし書きに定める情報には当たらない。

そして、面接に係る評価基準は、人事行政における、優れた人材を確保するための、いわゆるノウハウ情報であるところ、これが公になると、受験者が評価基準に照らした高評価を得るための言動を装い、その結果、真に優れた人材の確保に困難を来すおそれがあるから、条例第7条第4号に定める不開示情報に該当する。

なお、受験番号はそれのみでは条例に定める不開示情報に該当する情報ではないが、審査請求人が開示を求める情報が、受験番号を除くほか、条例の定める不開示情報に該当するものであることからすれば、受験番号のみを開示したとしても、そこに有意な情報が記録されているとは認められないから、受験番号を不開示としたことは条例第8条ただし書きが定めるところにより違法又は不当はない。

よって本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。